

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した福祉保健部〔地域福祉課（三島会館）市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター、和幸園、健康管理センター、休日急患センター、看護専門学校、児童家庭課（保育園、児童館、児童クラブ）子育て総合支援センター、児童文化センター、児童センター、国保年金課（診療所）介護保険課（地域包括支援センター）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成20年 2月 8日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 高 野 新 一

福祉保健部定期監査結果報告書

1 監査の実施日

平成20年1月24日（木）

平成20年1月29日（火）

2 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（三島会館）市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター
和幸園、健康管理センター、休日急患センター、看護専門学校、児童家庭課
（保育園、児童館、児童クラブ）子育て総合支援センター、児童文化センター、
児童センター、国保年金課（診療所）介護保険課（地域包括支援センター）
（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行状況及び事業の管
理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ
関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われてい
るか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているも
のと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～11のとおりである。（別表省略）